

松江市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

松江市消防本部の組織に関する規則（平成 17 年松江市規則第 262 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(分掌事務) 第 3 条 課、室及び係の分掌事務は、次のとおりとする 消防総務課～救急室 略 通信指令課 通信一係 通信二係 通信三係 (1)～(3) 略 (4) 気象情報 <u>並びに</u> 火災警報 <u>及び</u> 林野 <u>火災に関する注意報</u> に関すること。 (5)・(6) 略	(分掌事務) 第 3 条 課、室及び係の分掌事務は、次のとおりとする 消防総務課～救急室 略 通信指令課 通信一係 通信二係 通信三係 (1)～(3) 略 (4) 気象情報 <u>及び</u> 火災警報_____ _____に関すること。 (5)・(6) 略

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。